

指定（介護予防）訪問看護事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

**本市指定の（介護予防）訪問看護事業所の訪問看護師等が事業所に
立ち寄らず単独で利用者宅を訪問する場合の取扱いについて（通知）**

標題の件については、下記の要件を満たした場合のみ認めることとしますので、お知らせします。

なお、勤務日及び勤務時間が非定型的な短時間労働者の勤怠管理等については、厚生労働省が平成16年8月27日に発出した通達「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について（基発第0827001号）」を参考にしてください。

短時間労働者・・・1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者のこと。

記

1 要件

- (1) 医師の指示に基づき処置する医薬品及び衛生材料、医療機器等（医師の指示で利用者宅に常備されている場合を除く）を使用しないこと。
- (2) 訪問看護師等が、ICT技術等の活用により、訪問看護計画書や報告書の内容をきちんと把握した上でサービス提供を行い、記録を作成できる環境及び管理者等と常時連絡をとれる体制を整備していること。

2 参考

平成23年10月19日付け「疑義解釈資料の送付について（その11）」より

（問1）従来、医薬品や衛生材料を訪問看護ステーションに置くことはできるとされていたが、一定の医薬品や衛生材料は常備できると考えて良いか。

（答）「指定訪問看護事業者が卸売販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて」（平成23年5月13日付厚生労働省医薬食品局総務課・老健局老人保健課・保険局医療課事務連絡）においては、卸売販売業者からグリセリン液、グリセリン浣腸液、白色ワセリン、オリーブ油、生理食塩液、注射用水及び精製水が購入できるとされており（薬局でも購入可能）、購入したものについては訪問看護ステーションに保管することができる。

また、使い捨て手袋、ガーゼ、カット綿、綿棒等の衛生材料についても保管することができる。

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係 Tel：092-711-4257